

令和 7 年 度

(2025 年度)

包括外部監査の結果に基づく
措置状況の公表

令和 8 年 9 月

吹田市監査委員



8行企第1083号
8学総第731号
令和8年9月28日
(2026年)

吹田市監査委員	稲	田	勲	様
吹田市監査委員	川	西	英之	様
吹田市監査委員	西	岡	友和	様
吹田市監査委員	玉	井	美樹子	様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査の結果に基づき、また、当該監査の結果を参考として措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

令和7年度包括外部監査の結果に基づく措置について

1 措置を講じた監査テーマ及び監査結果に対する措置状況（令和8年6月1日時点）

単位：件

監査テーマ	結果 意見 (a)		今回、対応済み			対応中 (a)-(b)
			合計 (b)	措置 済み	措置 せず	
地方独立行政法人市立吹田市民病院の出納その他の事務の執行について	結果	15	14	13	1	1
	意見	42	36	35	1	6

2 監査結果に対する措置状況

【別紙】令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況（令和8年6月1日時点）
のとおり

3 措置状況の語句説明

措置済み … 結果又は意見に対して、措置が完了しているもの

措置せず … 結果又は意見に対して、措置を講じないことを決定したもの

対応中 … 結果又は意見に対して、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

結果又は意見に対して、措置を講じることは決まっているが、具体的な措置は開始されていないもの

結果又は意見に対して、措置を講じるか検討中であるもの など

【別紙】令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況（令和8年6月1日時点）

No	結果／意見	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
第2 病院事業の進捗や目標の達成状況を踏まえたPDCAの検証									
1	意見	65	経営基盤強化のための取組	吹田市民病院は、厳しい経営環境のなか、公立病院としての役割、例えば、政策医療や地域医療連携などの取組を持続可能な形で実現するために、病棟ごと又は診療科ごとの損益管理の仕組みの構築や病床利用率の目標達成に向けた診療科ごとの取組の推進など、今後とも引き続き、その経営基盤強化のための取組を徹底すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	近年の急激な物価上昇や人件費の高騰、それらに対応する診療報酬制度の課題など、厳しい経営状況のなか、地域医療の中核的な役割を果たしていくためには経営基盤強化のための取組が不可欠であることから、診療科ごとの病床稼働率の目標設定や病院の経営状況を全職員へ周知することで認識共有を図っており、さらに経営基盤強化のため、令和7年度より医薬品費や材料費等テーマを絞った改善に取り組むこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日
2	意見	69	政策医療の需要に応える体制の検証	吹田市民病院において、政策医療に関し、救急や紹介案件について、病院側の事情を理由に断っている可能性のある例も相当数あり、その体制構築は未だ途上段階にあると言える。 吹田市民病院は、政策医療を担う医療機関として、医療需要に応える体制を構築できているか、例えば、救急搬送や紹介事例の受入状況を子細に検証し、病院事業に活かすなどして、引き続き体制構築に努めるべきである。 そして、一般に採算性確保に困難を伴う政策医療に関し、吹田市が、支出すべき運営費負担金の内容や規模、翻って、吹田市民病院にどのような機能、規模や体制を期待するかの検討に活かせるように、吹田市民病院は、政策医療の進捗状況の検証や体制構築に向けた取組状況を密に提供すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	政策医療の需要に応える体制の検証については、救急搬送や医療機関からの紹介の断り理由の詳細な分析を幹部職員で共有し、受入につなげるよう、病院長あるいは副院長から担当医師に指導する等改善に令和7年度においても取り組みました。吹田市とはこれまで同様、政策医療の進捗状況の検証や体制構築に向けた取組状況などの情報共有を密に行うこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日
3	意見	82	地域医療連携の取組の推進	吹田市民病院は、地域医療機関との機能分担・連携、地域医療への貢献等、計画に掲げる地域連携の取組をさらに推進するために、他の医療機関からの紹介への断り事例の分析、中期計画に定める目標指標達成に向けたに向けた診療科別の取組状況を把握・分析のうえ、診療科別の目標設定についても検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	他の医療機関からの紹介における断り事案については、各診療科の部長級以上が出席する部長会において、診療科ごとの断り件数を資料に示し、説明しています。また、運営幹部会においては断り案件の状況を分析し、病院長や副院長から各担当医師に指導を行っています。中期計画に定める目標指標達成に向けた診療科別の取組状況については経営戦略会議等において定期的に状況把握・分析しており、令和6年度より目標達成に向けて理事長・病院長によるヒアリングも行いました。また毎年度診療科別ヒアリングにおいて、引き続き科別の目標を設定していきます。	措置済み	令和8年 9月28日
4	意見	89	法人の目標と整合した業績評価指標の設定	吹田市民病院は、法人としての事業目標と整合する形で各診療科の業績評価指標を設定すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	法人の目標と整合した業績評価指標の設定については、第3期中期計画期間における法人としての事業目標である病床稼働率90%と整合する形で令和7年度の病院指定目標を設定しました。 第4期中期計画においても同様に法人としての事業目標と整合するよう診療科別の目標を設定しました。	措置済み	令和8年 9月28日
5	意見	91	地方独立行政法人化の効果検証と長期的視点での計画	吹田市及び吹田市民病院は、地方独立行政法人化10年が経過したこの時期に、当初地方独立行政法人化で期待していた内容や、拠出金・運営費負担金の支出状況、患者満足度調査結果などを踏まえ、地方独立行政法人化による効果を検証すべきである。 そして、吹田市民病院は、その検証で明らかになった成果や課題をもとに、長期的視点での計画を策定していくべきである。	健康医療部 吹田市民病院	健康まちづくり室 吹田市民病院	独立行政法人化後に移転建替えやコロナ禍といった大きな要素があることを踏まえ、可能な手法や時期について吹田市と吹田市民病院とで検討を進めていきます。	対応中	-
6	意見	99	市議会や委員会における病院職員の出席	吹田市及び吹田市民病院は、吹田市議会において、直接、病院職員が病院事業に関する説明を行うことによって、病院事業の現状につき市議会や市民の理解が得られるように努めるべきである。	健康医療部 吹田市民病院	健康まちづくり室 吹田市民病院	吹田市が設置責任者として、病院の事業全般に関する説明責任を継続して果たすとともに、今後とも必要性や状況に応じて、吹田市民病院が市議会からの参考人招致に応じることとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
第3 運営費負担金									
7	意見	103	運営費負担金の積算基準の見直し	吹田市及び吹田市民病院は、運営費負担金について、その実績額の集計方法を検証した上で、将来にわたって公立病院として政策医療を確実に実施できるよう、吹田市が病院へ支出すべき運営費負担金の項目や積算方法を検証し、見直すべきである。	健康医療部 吹田市民病院	健康まちづくり室 吹田市民病院	運営費負担金の積算基準については、令和8年度予算積算時に、総務省繰出基準に基づいて支出すべき項目を整理するとともに、実績ベースに一定の負担割合を乗じる手法へと見直しました。また、令和8年3月に「地方独立行政法人市立吹田市民病院運営費負担金交付要領」を制定しました。	措置済み	令和8年 9月28日

No	結果 ／ 意見	報告書 該当 ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
8	意見	106	運営費負担金の項目ごとの実績額の集計方法の見直し	吹田市民病院は、運営費負担金の対象とする項目ごとの実績額の集計方法を吹田市と協議のうえ、より高い精度での集計となるよう見直すべきである。	健康医療部 吹田市民病院	健康まちづくり室 吹田市民病院	実績額の集計方法や精算方法等については令和8年度中に吹田市民病院とともに整理し、地方独立行政法人市立吹田市民病院運営費負担金交付要領の一部改正を予定しております。	対応中	-
1	結果	109	医師等研究研修に要する経費の範囲の見直し	吹田市民病院は、医師等研究研修に要する経費として運営費負担金の対象金額を集計するにあたり、特定の勘定科目に計上されたものをそのまま集計するのではなく、当該項目の趣旨に沿ったもののみが集計対象となるよう、対象経費の範囲を見直すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	医師等研究研修に要する経費の範囲の見直しについて、吹田市から運営費負担金の項目としての「医師等研究研修」については、「医師等の医療従事者が研修会や学会等に参加することで、高度な専門性や知見を習得し、質の高い医療の提供に資することを想定している」との見解が示されたことを受け、当該見解に基づいて令和7年度中に対象経費と対象外経費の整理を行いました。	措置済み	令和8年 9月28日
2	結果	109	運営費負担金の交付根拠の文書化	吹田市は、吹田市民病院に対し支出する運営費負担金について、その対象、算定方法を取り決めた要綱や合意文書を作成するとともに、当該内容に変更が行われる際にもこれに係る手続を明確にし、その結果を当該文書に反映するなど、その交付の根拠を明確に文書化すべきである。	健康医療部	健康まちづくり室	運営費負担金の交付根拠を明確にするため、令和8年3月に「地方独立行政法人市立吹田市民病院運営費負担金交付要領」を制定しました。	措置済み	令和8年 9月28日
9	意見	112	運営費負担金に係る記録の保存	吹田市及び吹田市民病院は、運営費負担金について、現在の運用に至った経緯や今後運用を変更する場合にはその経緯を記録として文書化し保存すべきである。	健康医療部 吹田市民病院	健康まちづくり室 吹田市民病院	包括外部監査の指摘後すみやかに、組織間で認識共有した内容や経過を、公文書として引き継ぎ運用としました。	措置済み	令和8年 9月28日
第4 予算及び決算									
10	意見	117	予算の実態に即した積算	吹田市民病院は、予算の策定において、より実態に即した収入の積算や支出部署での積み上げを行うなど、予算の機能を有効に活用するための積算方法を検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	第3期中期計画期間中におけるコロナ禍の影響がある期間についてはコロナの影響がないものとして予算を策定し、それ以外の期間は実態に沿って積算しております。令和8年度からの第4期中期計画においては、入院収益は実績値を考慮し、病床稼働率85％として策定し、支出に関しては人件費の抑制や医薬品の価格交渉、安価な医療材料への切替え等、各部署での支出管理を強化することを、理事長のリーダーシップの元、全職員に発信し、周知徹底を行いました。今後も各部署における支出状況をモニタリングし、適切な支出管理となるよう予算統制の強化に努めます。	措置済み	令和8年 9月28日
11	意見	118	予算統制の強化	吹田市民病院は、予算による支出管理を強化する予算統制の仕組みを構築すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	企業会計における予算統制は損益ベースで行っており、吹田市のようにキャッシュフローベースで科目ごとの支出の上限を定めるものではありませんが、令和7年度においては人件費の抑制や医薬品の価格交渉、安価な医療材料への切替え等、各部署での支出管理を強化することを、理事長のリーダーシップの元、全職員に発信し、周知徹底を行いました。今後も各部署における支出状況をモニタリングし、適切な支出管理となるよう予算統制の強化に努めます。	措置済み	令和8年 9月28日
第5 内部統制									
3	結果	119	内部統制体制の整備	吹田市民病院は、内部統制に関する規程の策定のほか、リスク分析評価表の改訂など、内部統制体制の整備の取組を進めるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	内部統制体制の整備については、令和7年度末より着手しており、令和8年度中に規程策定およびリスク分析評価表の改訂を行う予定です。	対応中	-
第6 医師の働き方改革への対応及び労務管理									
12	意見	130	医師の宿日直制度の運用状況のチェックについて	吹田市民病院は、医師の働き方改革をより徹底するという見地から、医師が宿日直において通常と同様の業務を行った時間について正確に宿日直勤務報告書兼患者診療報告書に記載しているか、定期的に宿日直時の勤務実態の調査・医師へのアンケートの実施などを行って、チェックする仕組み（けん制機能）を導入すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	宿日直勤務報告書兼患者診療報告書の申請は、所属長が記載内容を確認した上で承認しており、今後も引き続き現在の運用を行っていきます。また、公益通報制度に係る通報例として「宿日直中（夜勤以外）に軽度短時間以外の業務を行ったが所属長が当該報告を認めない場合」を明示することで、勤務実態が適切に申請されていない場合にけん制する機能として運用することとし、令和8年3月25日に全職員に周知しました。	措置済み	令和8年 9月28日

No	結果 ／ 意見	報告書 該当 ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
13	意見	132	医長以上の職員の時間外労働時間の公表	吹田市民病院は、各年度の業務実績報告書において、医員・医師のみの時間外労働時間を集計し、公表しているが、医師の働き方改革をより徹底するという見地から、医員・医師だけではなく医長以上の管理職の時間外労働時間についても公表することも検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和8年度から医員・医師のみだけでなく、医長以上の管理職の時間外労働時間についても業務実績等報告書に記載し公表することとした。	措置済み	令和8年 9月28日
14	意見	133	時間外勤務命令申請、宿日直勤務報告書提出期限の遵守	吹田市民病院は、医師が時間外勤務命令申請及び宿日直勤務報告書の提出期限を遵守するよう、提出期限の周知を行い、提出期限を徒過した医師に対する指導及び提出の督促を、引き続き積極的に行うべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	これまでも医師が提出期限を遵守するよう、提出期限の周知及び提出の督促等を行ってきたところですが、引き続き、提出期限を徒過した医師に対する指導等を期間を空けずに積極的に行う運用としました。	措置済み	令和8年 9月28日
15	意見	134	自己研鑽を行ったとされている時間のチェックについて	吹田市民病院は、医師の出退勤時間と勤務時間に大きな齟齬があり、その齟齬の理由が「自己研鑽」とされているときは、自己研鑽とされている内容の確認を、第三者（病院総務室等）が当該医師及び所属長のそれぞれに対して行うなどのチェックする仕組み（けん制機能）を導入すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	勤怠管理システムへの入力等を正しく行うよう毎年通知しており、その中で時間外勤務や自己研鑽を行った時間の判断方法や入力方法のマニュアルを添付し周知しています。 また、公益通報制度に係る通報例として「命令又は事前に申請をして従事した時間外労働について、上司から一方的に自己研鑽扱いとされた場合」を明示することで、勤務実態が適切に申請されていない場合にけん制する機能として運用することとし、令和8年3月25日に全職員に周知しました。	措置済み	令和8年 9月28日
4	結果	135	割増賃金算定の基礎となるべき賃金の見直し	吹田市民病院は、基本給のほか地域手当及び処遇改善手当のみを割増賃金の算定基礎として時間外勤務手当を計算している現在の運用を改め、労働基準法及び労働基準法施行規則に則った計算を行うべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	研究手当については、労働時間外の「研究」は業務ではなく自己研鑽にあたるものの、医療の質の向上のためには不可欠であり、「研究」の支援として支給している手当です。よって、労働の対価ではないため割増賃金の基礎から除外するものです。また、その他の各手当についても再検討しましたが、割増賃金に算定する基礎となる手当は吹田市の取り扱いに準じており、労働基準法及び労働基準法施行規則に則った計算を行っているものと認識しており、引き続き現在の運用のとおりとします。	措置せず	令和8年 9月28日
16	意見	136	管理監督者性について再度の検証	吹田市民病院は、現在、医長、看護師長、主任技師長及び主幹以上を管理監督者として時間外勤務手当等の支払いの対象外としているが、過去の裁判例を踏まえた上で、管理監督者該当性を再度検証すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	吹田市民病院における管理監督者該当性について、過去の裁判例を踏まえ、令和8年度検証しました。 【裁判例】 ① 事業主と経営上の決定に参画し、労務管理上の決定権限を有していること（経営者との一体性） ② 自己の労働時間について裁量を有していること（労働時間の裁量） ③ 管理監督者にふさわしい賃金の待遇を得ていること（賃金の待遇） 【当院】 ① 所属部署の運営、人事配置、予算管理等に関し一定の権限を有し、病院経営や診療体制の運営に対し意見を述べ、病院経営に参画している。 ② 業務の進捗や状況に応じて、就業及び終業の時刻について時差出勤等が認められている。 ③ 給料は管理又は監督するものとしての等級となっており、管理職手当を支給している。一般職員と比較して相応に高い給与水準及び処遇が確保されている。 以上のように、労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者に該当していると判断しています。また、吹田市の取り扱いにも準じているものです。	措置済み	令和8年 9月28日
5	結果	137	管理監督者の夜間勤務手当に関する規程の変更	吹田市民病院は、管理監督者に対して夜間勤務手当を支給している現状に合わせ、吹田市民病院の給与規程を改正すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	管理職へ夜間勤務手当を支給しているにも関わらず、職員給与規程において支給適用外と読み取れる内容となっていたことから、現状に合わせた内容となるよう、令和8年4月1日付で職員給与規程の改正を行いました。	措置済み	令和8年 9月28日
6	結果	138	変形労働時間制に関する規程及び運用の見直し	吹田市民病院は、看護局、放射線部、臨床検査部及び薬剤部で採用されている変形労働時間制が無効とならないよう、規程及び運用を見直すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	吹田市民病院の看護局、放射線部、臨床検査部及び薬剤部で採用されている変形労働時間制が無効とならないよう、労働時間の総枠、変形期間、変形期間の起算日を勤務時間に関する規程に明記し、令和8年4月1日付けて規程改正を行いました。	措置済み	令和8年 9月28日

No	結果／意見	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
第7 契約事務									
7	結果	166	契約規程に合致する契約方法の選択	吹田市民病院は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の契約方法の選択を、吹田市の運用を参考に作成した、金額を基準とした内部ルールに基づき行っているが、契約規程とは異なるものであるため、合規性の観点から、契約規程に基づく契約方法の選択を行うか、契約規程の改訂を行うべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	契約方法については、令和8年5月から契約規程に従って選択することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
17	意見	167	予定価格算出根拠資料の契約関係資料一式としての保存	吹田市民病院は、一般競争入札又は指名競争入札の予定価格を定めるにあたって複数の業者から見積書を徴取し、そのうちの最低価格の見積り金額を予定価格としているところ、契約関係資料一式には最低価格の見積書しか保存されていないことが多いが、予定価格算出方法の事後検証を可能にするともに算出方法の知見を蓄積・承継する観点から、予定価格の算出に用いた資料、具体的には徴取した見積書のみならず、取引実例価格の検討に用いた資料等も、契約関係資料一式として保存すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和8年4月から一般競争入札及び指名競争入札の入札予定価格の算出に用いた資料として、徴取した全ての業者の見積書を契約関係資料一式として保存することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
18	意見	167	入札参加者を増やすための取組の文書化	吹田市民病院は、一般競争入札における実質的な競争性を確保するために入札参加者を増やす取組等を実施しているものの、その取組内容の記録等が保存されていないところ、取組実施の事後検証を可能にし、その知見を蓄積・承継する観点から、例えば競争性確保のための取組に関するフロー図を作成する等して文書化すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	入札参加者の確保や増加のために、指名競争入札では指名業者に対するメール、電話、受け渡し、一般競争入札では当院ホームページでの公開に取り組んでいます。担当者が変わってもこれらの取組を承継できるよう、令和8年5月から「医療機器購入に係る競争性確保チェックリスト」を作成し確認することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
8	結果	170	不適切な契約書作成の省略	吹田市民病院は、ロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)ソフトウェア賃貸借契約につき契約書の作成を省略しているが、当該契約は一般競争入札によるものであり、契約規程において契約書の作成省略が認められている指名競争入札によるものではないから、賃貸人との間で契約書を作成すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	ロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)ソフトウェア賃貸借契約については、契約期間が終了しており、契約書を作成できないため、指摘に対する直接的な是正の対応は行っておりませんが、今後、同様の事案が生じないよう、契約書の作成について、令和8年5月から「契約事務チェックリスト」に項目を追加し、契約時に確認することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
19	意見	170	医療機器の購入契約から保守点検契約までの確認事項の文書化	吹田市民病院においては、医療機器の購入契約から保守契約締結まで、適正な契約締結に向けた取組が複数あるが、それらについて文書化がなされていない。適正な契約締結のための知見を蓄積・承継する観点から、医療機器の購入契約から保守契約締結までの流れにつき、例えばフロー図を作成する等して文書化すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	医療機器の購入後における機器の保守の必要性を適正に判断するため、契約内容に応じた「医療機器保守チェックリスト」を作成し令和8年5月から確認することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
20	意見	172	医療機器導入時における不正防止に向けた取組の実施	吹田市民病院は、医師をはじめとする職員を不正行為から守るためにも、医療機器の導入時における不正防止に向けた取組を現在実施されている対応よりもさらに積極的に実施すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和8年5月から医療機器購入計画書に申請者が利益相反者でないことをチェックする項目を新設し確認を行うこととしました。 また、全職員に対して、信用失墜行為を禁止する旨の通知を定期的に行うこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日
21	意見	174	契約規程第21条第1項第3号「緊急の必要」の適正な適用	吹田市民病院は、臨床検査業務(病理検査項目)契約について、病理医の令和2年度から継続している超過勤務等を理由として同号の緊急随意契約を締結したが、「緊急の必要」が認められるのは突発的な事態が生じた場合に限定されるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和6年度の契約では、御指摘のとおり緊急随意契約として契約を行っていましたが、令和7年度契約からは一般競争入札としました。	措置済み	令和8年 9月28日
22	意見	174	契約規程第22条第1項第2号該当性の慎重な判断	吹田市民病院は、労務顧問業務契約について顧問実績があることと医療業界特有の問題に精通していることを理由に、前年度と同じ社会保険労務士法人与第21条第1項第2号の随意契約を締結したものの、上記以外に特段の理由がないまま当該契約が第22条第1項第2号の「特定の者でなければ…役務を提供することができないとき」に該当するとして見積書を省略したが、随意契約による場合の透明性や公平性を確保する観点から、同号の該当性は慎重に判断すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和8年度契約では、契約規程第22条第1項第2号の該当性の具体的な説明として、顧問社会保険労務士法人の業務内容は、就業規則、労務管理運用及び過去の対応経緯を踏まえた継続的な助言・対応を必要とする専門性の高いものであり、当院の内部運用、各種規程に精通しており、個別事案の対応履歴や継続的なフォローが必要な事案があることから、見積書の聴取を省略し、令和8年度の労務顧問業務を、業務内容に対する金額の妥当性を検証し、理事長判断のもと随意契約しました。	措置済み	令和8年 9月28日

No	結果 ／ 意見	報告書 該当 ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
23	意見	176	契約書と仕様書の綴じ方の誤り	吹田市民病院は、アロマケア実施業務及び医師事務作業補助者派遣基本契約の契約書にいずれも仕様書を綴じていないが、上記各契約において仕様書は契約内容の一部であるから、契約書と仕様書を一緒に綴じるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	既存の契約事務チェックリストに仕様書と契約書を一緒に綴じているかという項目を追加し、令和8年5月から契約時に確認することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
24	意見	176	暴力団排除等の誓約書の全件提出	吹田市民病院は、契約の相手方より暴力団排除等の誓約書提出を求める場合を契約金額が500万円以上の場合に限定しているが、吹田市に対する令和5年度の包括外部監査において当該取扱の合理性につき検討が必要との意見が出され、吹田市は対応していく時期、内容、方向性について検討中であるが、この意見は市立吹田市民病院にも該当するから、暴力団排除等の誓約書は全委託契約につき提出を求めるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	吹田市の動向を踏まえ、現在、対応をしていく時期、内容、方法について検討中です。	対応中	-
25	意見	177	吹田市への監査意見の出資団体、財政支援団体への展開	吹田市は、包括外部監査の部門横断的な意見や結果で、吹田市民病院のような出資団体や財政支援団体にも妥当する内容については、積極的に展開して周知すべきである。	行政経営部	企画財政室	令和8年度から毎年度の包括外部監査結果報告書を外郭団体及び吹田市民病院へ共有するよう、当該団体所管室課へ周知することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
第8 在庫管理及び材料費の適正化									
26	意見	183	物流管理（SPD）業務委託事業者への立入検査権の明記	吹田市民病院は、SPD事業者が医薬品や医療材料等の仕入れ、在庫管理、配送などを一括して請け負う委託方式を採用しているから、SPD事業者への実効的な監督を可能にするために、契約書に委託者への立入検査及び監査権限を明記すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	今回の業者選定から物流管理（SPD）業務委託事業者への立入検査及び監査権限について、仕様書又は契約書に明記することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
27	意見	184	物流管理（SPD）業務の委託内容（仕様書）の精査	吹田市民病院は、物流管理（SPD）業務委託内容（仕様書）に経営支援業務を含めるが、物流管理業者が経営支援を行うことは利益相反や不正リスクがあるため、今後、物流管理業務を委託するにあたっては仕様書の内容を精査して上記リスクを最小限に抑える適切な対応をとるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	今回の業者選定から物流管理（SPD）業務委託の仕様を、材料費適正化の提案にとどめるよう修正することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
28	意見	185	SPD事業者の固定化を回避する取組の強化	吹田市民病院は、今後の業者選定にあたっては、SPD事業者の固定化により業者への過度な依存や癒着のリスクが高まることを踏まえ、SPD事業者の固定化を回避する取組を強化すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	今回の業者選定から、仕様作成にあたって、複数事業者への聞き取りを行い、参加者確保に努めることとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
第9 診療報酬債権管理・回収									
29	意見	189	診療費支払い計画確約書の記載の修正	吹田市民病院は、診療費支払い計画確約書について、期限の利益を付与する旨の合意の存在を推定させるような記載を削除し、また、債権管理を厳格にする観点から、一括請求を行う場合の文言を修正するべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	診療費支払い計画確約書について、令和8年2月から期限の利益を付与する旨の合意の存在を推定させるような記載を削除し、支払いが滞った場合は一括請求を行う文言へ修正しました。	措置済み	令和8年 9月28日
30	意見	190	債権管理規程の修正	吹田市民病院は、債権管理規程を修正し、督促後の履行請求手段として支払督促や債権回収の外部への委託の手段を明記すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	督促後の履行請求手段として支払督促や債権回収の外部への委託については検討中です。	対応中	-
31	意見	191	医業未収金回収マニュアルの修正（その1）と積極的な支払督促又は債権回収の外部委託の実施の検討	吹田市民病院は、医業未収金回収マニュアルを修正して積極的な支払督促を行ったり、債権回収の外部委託の実施をしたりすることを検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	積極的な支払督促や債権回収の外部への委託については検討中です。	対応中	-
9	結果	193	医業未収金回収マニュアルの修正（その2）	吹田市民病院は、医業未収金回収マニュアルにおける、文書で実施する最初の督促に時効更新効果がある旨の記載等を修正の上、適切に運用するべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	医業未収金回収マニュアルについて、文書で実施する最初の督促に時効更新効果がある旨を削除し、「時効の完成猶予事由には、催告・裁判上の請求等があり、更新事由には、裁判上の請求等の確定および債務の承認がある。」と記載を令和8年2月に修正しました。また、同マニュアルにおける「中断」は「更新」に修正しました。	措置済み	令和8年 9月28日
10	結果	194	消滅時効管理の実施	吹田市民病院は、個人未収金債権について、消滅時効の起算点、時効期間及び時効完成の予定を随時債権管理台帳に相当するシステムに明記をするなどして、消滅時効の管理を実施すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	個人未収金債権について、令和8年3月に債権管理台帳を整理するとともに、督促状について消滅時効の時効更新の効果のある時期に送付することとしました。	措置済み	令和8年 9月28日

No	結果 ／ 意見	報告書 該当 ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
第Ⅰ〇 旧病院の跡地売却問題									
32	意見	196	より一層の情報開示と適正かつ早期の跡地売却の実施に向けた努力	吹田市民病院は、旧病院跡地の売却の進捗及び検討の状況についてはより一層情報を一般に開示しつつ、適正かつ早期の売却の実施に向けた努力をすべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	売却の取組状況について、ホームページの情報を令和8年2月に更新しました。また、適正かつ早期の売却を共通認識のもと、市との協議を実施し、早期売却に向け努めています。	対応中	-
第ⅠⅠ 公益通報制度、ハラスメント通報窓口									
11	結果	212	令和4年6月施行の改正公益通報者保護法に即した内容へのコンプライアンス規程の改正	吹田市民病院は、令和4年6月施行の改正公益通報者保護法に即して、コンプライアンス規程の公益通報制度に関する条項の改正を行うべきである。 また今後は、令和7年6月に成立した新たな公益通報者保護法の改正への対応も行う必要がある。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和4年6月施行及び令和7年6月に成立した公益通報者保護法に対応するようコンプライアンス規程を改正し、令和8年4月から施行しました。	措置済み	令和8年 9月28日
12	結果	213	公益通報対応業務従事者の指定	吹田市民病院は、公益通報者保護法第11条第1項の公益通報対応業務従事者の指定を行うべきである。 そして、指定の際には、法定指針にしたがって、書面により指定するなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかになる方法により定めるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	公益通報者保護法第11条第1項の公益通報対応業務従事者の指定を令和8年4月に行い、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかになるようにしました。	措置済み	令和8年 9月28日
13	結果	213	公益通報先と責任者の明確化	吹田市民病院は、コンプライアンス規程上、内部公益通報について、より具体的な通報先と責任者を明確にすべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和8年4月にコンプライアンス規程の改正、要領の策定を行うとともに、フロー図を作成し、具体的な通報先と責任者を明確にしました。	措置済み	令和8年 9月28日
14	結果	214	公益通報受入窓口の組織の長からの独立性確保、及び、調査者の独立性確保、利益相反の排除	吹田市民病院は、法定指針に則り、内部公益通報受付窓口を病院外部（外部委託先など）に設置するなど、組織の長その他幹部に関する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置を取るべきである。 また、吹田市民病院は、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させない措置など、調査者の独立性確保、利益相反の排除等の措置を整備すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	組織の長その他幹部に関する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置として、外部窓口を弁護士に依頼し、令和8年4月から設置しました。また、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させないことを要領に定めました。	措置済み	令和8年 9月28日
15	結果	215	公益通報者保護法に則り匿名通報も保護対象であることを明確に	吹田市民病院は、公益通報者保護法及び法定指針に則り、内部公益通報対応の実効性を確保するため、匿名の内部公益通報を受け付け、法律の要件を満たせば保護対象となることを明確にすべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	令和8年4月に公益通報対応の実効性を確保するため、匿名の内部公益通報を受け付け、法律の要件を満たせば保護対象となることをコンプライアンス規程に定めました。	措置済み	令和8年 9月28日
33	意見	216	公益通報受け入れ要件の緩和	吹田市民病院は、公益通報者について、より通報を行いやすくするように、コンプライアンス規程に、「可能な限り証拠資料を添えて行わなければならない」とある点を、「証拠資料がある場合には、これを添えて行うことができる」と改訂することを検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	検討した結果、証拠資料がある場合は、提出してもらうことにより十分な調査が行えることになるので、規程の改正は行わないこととしました。	措置せず	令和8年 9月28日
34	意見	216	公益通報方法の要件の緩和	吹田市民病院は、公益通報について、より通報を行いやすくするように、書面による通報に限るのではなく、メール、電話等の通報も受け付けるよう規程の改訂を検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	公益通報について、より通報を行いやすくするよう、令和8年4月から弁護士に委託して外部窓口を設置し、メールの通報を受け付けることとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
35	意見	217	公益通報制度の職員への周知	吹田市民病院は、公益通報者保護制度について、院内にポスターを掲示すること、職員向け研修で通報窓口を積極的に広報すること、イントラネットの活用等により、職員に対して、より一層の周知を図るべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	公益通報者保護制度について、広く院内に周知するために制度概要、通報窓口、フロー図及び通報様式を院内ポータルサイトに令和8年4月から常時掲載しました。	措置済み	令和8年 9月28日
36	意見	220	ハラスメント相談の職員間の情報共有の範囲の限定	吹田市民病院は、ハラスメントの苦情・相談を受け付ける相談員らがハラスメント相談を受け付け、調査を行う場合に、どの範囲の職員の間で情報の共有をしてよいか、その範囲をハラスメント防止規程上に規定するなど、ハラスメント相談者のプライバシーの保護及び秘密の保護をより徹底するための方法を検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	ハラスメント防止規程にハラスメントの苦情・相談を受け付ける相談員とその所属長について規定されており、ハラスメント対策委員会設置要領においても委員の構成を規定されており、ハラスメント情報の職員の共有範囲を明確にしています。また、令和8年度においてもハラスメント調査を行うにあたり、相談者に当該ハラスメントに係るヒアリング対象者について同意を取り、その対象者にヒアリングを行う際には就業規則に規定している守秘義務の説明を行い、プライバシー保護を徹底しました。	措置済み	令和8年 9月28日

No	結果 ／ 意見	報告書 該当 ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
37	意見	221	ハラスメント通報者保護の徹底	吹田市民病院は、ハラスメント通報があり、その後の調査や処分を行うにあたっては、必要に応じて調査方法を工夫するなどして、ハラスメント通報者が特定されないことがないよう、通報者の保護を徹底すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	ハラスメント調査を行うにあたり、当該ハラスメントに係るヒアリング対象者にヒアリングを行う際には就業規則に規定している守秘義務の説明を行い、プライバシー保護を徹底し、通報者が特定されないようにしています。令和8年度から御指摘の内容を踏まえ、調査に活用するため、匿名でのアンケートを実施しました。	措置済み	令和8年 9月28日
38	意見	222	ハラスメントに関するアンケートなどの実施	吹田市民病院は、ハラスメントの存在を早期に認知するため、ハラスメント窓口だけでなく、定期的なハラスメントに係るアンケート等の実施により、広くハラスメントに係る情報収集を行うべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	ハラスメント相談窓口だけでなくハラスメントのアンケートを令和8年度から実施し、ハラスメントに係る情報収集を行うこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日
39	意見	222	ハラスメント研修の実施	吹田市民病院は、ハラスメント事例を集約した上で、プライバシー保護に配慮しつつ病院内の具体的な事例を反映したハラスメント研修の実施を定期的に行うなどして、ハラスメント防止に努めるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	病院で起こるハラスメントに精通している外部講師を招聘し、当院のハラスメントの事例を反映したハラスメント研修を毎年実施しており、令和8年度においても御指摘の内容を踏まえ当院での具体的事例を反映したハラスメント研修を実施しました。	措置済み	令和8年 9月28日
第12 個人情報管理									
40	意見	225	個人情報保護に関する研修受講の徹底	吹田市民病院は、個人情報保護を推進するため、対象となる全職員が個人情報保護に係る研修を受講するよう努めるべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	個人情報保護研修について、集合研修とともに動画配信を行い、全職員が研修を受講するよう令和7年度から必修研修と位置づけ実施しました。	措置済み	令和8年 9月28日
第13 医療情報システム									
41	意見	231	サイバー攻撃対策の体制整備	吹田市民病院は、医療情報システムにおいて保有する患者情報の重要性及びサイバー攻撃を受け、医療情報システムが停止した場合に、患者の治療に影響を及ぼす程度の重大性を再度認識した上で、近時、増大しているサイバー攻撃に対応するため、引き続き、最新のサイバー攻撃に対応できる体制を整え、各職員のみならず、関連業者も含めた人的教育を徹底し、組織的にサイバー攻撃に対応できる体制を整えていくべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	患者情報の重要性及びサイバー攻撃発生時の診療への影響を踏まえ、医療情報システム安全管理責任者の配置、医療情報システム事業継続計画（IT-BCP）の整備、厚生労働省による病院におけるサイバーセキュリティ対策に係る調査・整備支援を受けました。また、毎年度、職員及び関係事業者を対象としたインシデント対応訓練や情報セキュリティ教育を実施するとともに、令和8年度から院内ネットワーク更改事業による外部接続回線の集約等のセキュリティ機能の強化を進め、サイバー攻撃に対応する体制を整備しました。	措置済み	令和8年 9月28日
第14 医療安全									
42	意見	239	医師によるラウンド指導の実施	吹田市民病院は、現在、医療安全専従スタッフである看護師が各部署・診療科をラウンドし、医療安全対策を実施しているか確認・指導しているが、今後は、定期的に医師によるラウンド指導も加えることを検討すべきである。	吹田市民病院	吹田市民病院	医療安全専従スタッフである看護師が各部署・診療科を月2回に分けて、ラウンドしていますが、令和8年1月からそのうちの1回について、医師によるラウンド指導も行うこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日